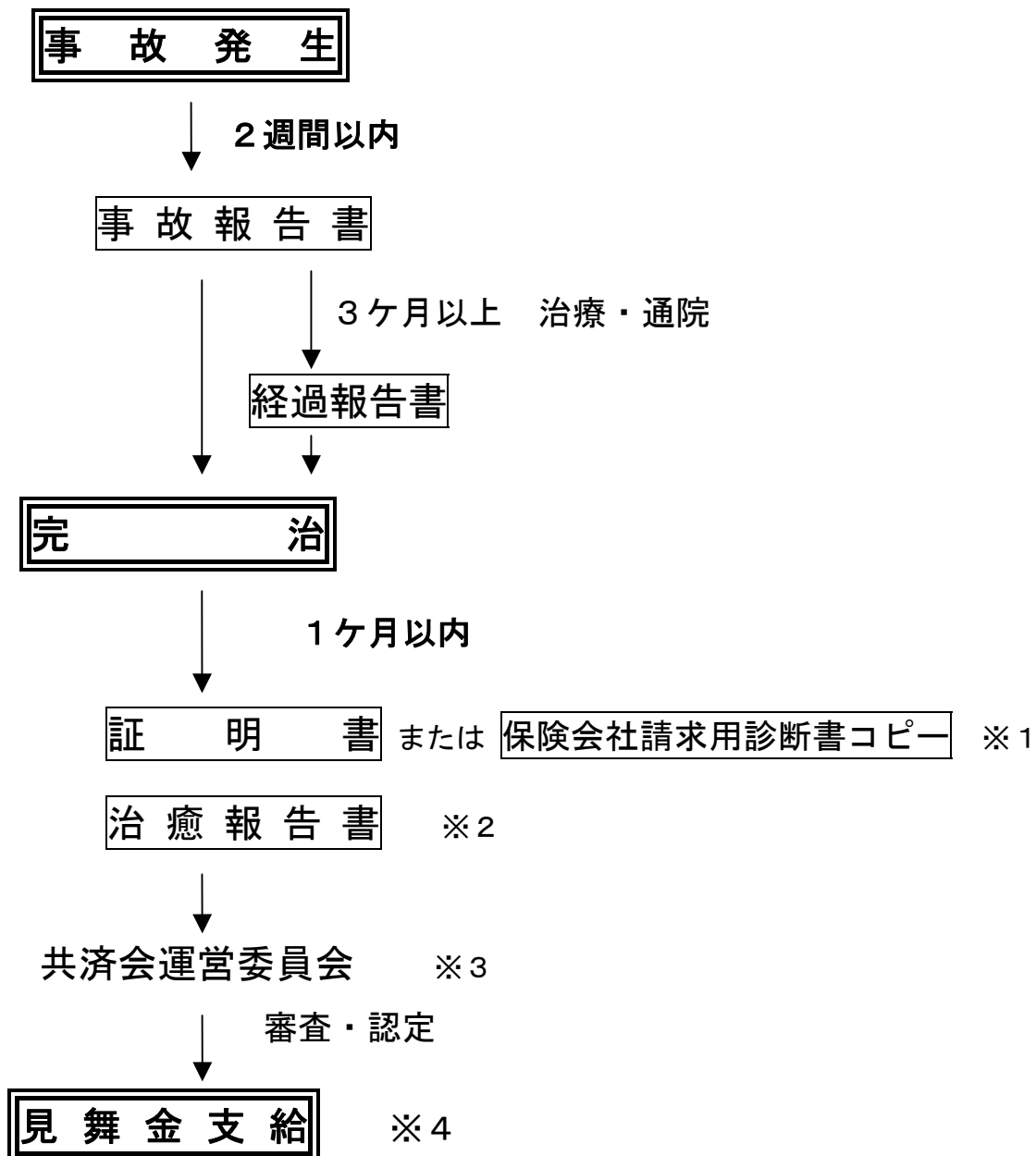


# 事故発生から見舞金支給まで

平成 24 年 2 月改正



- ※1 ... 緊急で最寄りの医院にて初診治療し、その後近隣の医院へ転院した場合初診治療費の領収書を証明書とみなし対処する。  
また 入院治療がなく 通院回数が5～10回 の場合、その際の領収書(コピー可)を証明書として代用できる。(ギブス着用の場合、治癒報告書特記事項欄に着用期間を記入申告すること。)  
保険会社請求用診断書がある場合、そのコピーでも可とする。
- ※2 ... 入院治療がなく 通院が5回に満たない場合、見舞金は支給されない。  
ただし事務処理の都合上、治癒報告書を提出のこと。(証明書は不要)
- ※3 ... 共済会運営委員会は不定期で開催される。(年間4回程度)
- ※4 ... 見舞金振込完了時、連絡書が郵送される。  
基本金額 : 入院-1日 3,000円 / 通院-1日 2,000円  
但し、見舞金支給額には入院・通院それぞれに上限がある。  
通院状況により減額される場合がある。その他 詳細は見舞金規程による。